

船舶インシデント調査報告書

平成23年3月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成22年9月8日（水） 11時26分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港沖 岩屋港東防波堤灯台から真方位352° 1,500m付近 （概位 北緯34° 36.8′ 東経135° 00.7′）
インシデント調査の経過	平成22年9月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 まりーんふらわあ2、104トン 132364、株式会社淡路ジェノバライン 31.30m×6.50m×2.60m、軽合金 ディーゼル機関2基、1,618kW（合計）、平成4年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成8年5月21日 免状交付年月日 平成18年5月9日 免状有効期間満了日 平成23年5月20日
死傷者等	なし
損傷	両舷主機逆転減速機の摩擦板焼損及び歯車損傷、船尾管のシールゴム焼損
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客22人及び本船所有会社の社員1人を乗せ、明石海峡大橋の下を西に抜けて兵庫県明石市明石港に向け、両舷主機を毎分回転数1,700にかけ、約21ノット（kn）の速力で北北西進中、平成22年9月8日11時26分ごろ、明石海峡航路の東行レーン間近の岩屋港東防波堤灯台から真方位352° 1,500m付近において、船尾部が異常な振動を起し、左舷主機に続いて右舷主機が停止した。 船長は、プロペラ周辺に何らかの異変が生じたものと判断し、主機の再始動と運転を断念し、本船所有会社、運航会社及び関係諸官庁に救援を要請した。 本船は、12時20分ごろ、巡視艇にえい航され、途中からタグボートに交替して15時50分ごろ、岩屋港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西～北西、風力 6、視界 良好 海象：潮流 東流の中期約3～4kn、波高 白波がかなり立っていた
その他の事項	本船は、岩屋港に戻ったのち、ダイバーによってプロペラ翼などが点検された結果、両舷のプロペラ翼にロープが絡んでいるのが確認された。

	<p>ロープは、長さ約10m、直径約10cmであり、プロペラの軸、翼及びボス部に絡まるようにねじれて巻き付いていた。</p> <p>本船は、主機及びプロペラ軸系を開放して点検した結果、プロペラ翼及びプロペラ軸に損傷はなかった。</p> <p>浸水及び油の流出は発生しなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、岩屋港沖の明石海峡を北北西進中、両舷のプロペラ翼にロープが絡んだことから、両舷主機が停止して運転できなくなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、岩屋港沖の明石海峡を北北西進中、両舷のプロペラ翼にロープが絡んだため、両舷主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>	